

【質問回答一覧】

質問のあった事項に係る回答について、以下のとおりとします。

調達案件名称		三宝出張所ほか2 施設で使用する電力	
No.	質疑事項	回答事項	備考
1	旧一般電気事業者(一般送配電事業者)が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では、入札時点の約款に基づく燃料費調整額の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。上記が難しく、旧一般電気事業者が契約期間中に燃料費調整額の算定諸元を変更した際は、旧一般電気事業者(一般送配電事業者)が新たに設けた算定諸元を適応致しますが、その際に契約単価の見直し協議をご対応頂けますでしょうか。	約款に基づく算定諸元を用いて計算いただいて問題ありません。	
2	契約期間中に一般送配電事業者が託送料金の料金改定を行った場合には、当該改定内容に応じて契約単価の変更について協議させていただくことは可能でしょうか。	協議は可能です。 ただし、契約単価の変更を承諾するかどうか現時点でお答えすることはできません。	
3	1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	複数で分担して支払いすることはありません。	
4	供給地点における供給管区を確認するため、以下ご回答ください。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者(旧一般電気事業者) ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①関西電力送配電株式会社 ②06(3施設とも)	
5	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。 また、ご指定様式に「印」のマークが無い書類は、押印省略でよいですか。	事前に開札日と業務名を記載した入札書を送付しますので、当該入札書をご使用ください。 「印」のマークがなければ押印省略で問題ありません。	
6	自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はありません。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
7	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	現在のところ、契約期間中に500kW以上となる工事等は予定していませんが、仮に協議制となった場合は契約単価の変更協議に応じるものとします。	
8	現在の計量日をご教示ください。	①三宝出張所 4日 ②東消防署 5日 ③臨海分署 5日	
9	現在、分散検針の場合は、1日検針への変更はできかねます。現在の計量日での切替となりますが問題ございませんでしょうか。	現在の計量日での切替で問題ありません。	
10	自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置有で間違いありません。	
11	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。これを行ったうえで、12で除した金額(1円未満切り捨て)を入札書に記載する。	入札書に記載する金額については、入札説明書10(5)を参照ください。 入札金額の算出方法については、入札説明書10(10)を参照ください。 以上を満たす形であれば問題ありません。	
12	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額(電源調達調整単価)での応札、契約締結は可能ですか。	約款等に定めがあれば可能です。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
13	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	可能です。	
14	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【電気供給条件(特別高圧・高圧)(2023年4月1日実施)別表2燃料費調整】に記載されている算定諸元を契約終了まで適用させていただきますが可能ですでしょうか。	問題ありません。	
15	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適用させていただきますが、ご了承くださいませですか。 ②ご了承くださいない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適用いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能ですでしょうか。	了承します。	
16	上記②に関して、旧一般電気事業者の約款は、「契約開始時点のもの」と「毎月のご請求時点のもの」のどちらが適用されますでしょうか。	上記のとおり了承しますので、約款は契約開始時点のものを適用します。	
17	落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。(開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です。)	入札参加資格確認結果通知書を持参すれば開札の立ち合いができます。また、入札後、落札業者さまに速やかに電話連絡する予定です。	
18	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。	了承します。	
19	①紙の請求書の発行は必要ですか。毎月7営業日頃に発送いたしますがご了承くださいませか。 ②紙の請求書の発行には、330円のご負担をいただきますがよろしいですか。(WEBマイページよりご請求書をご覧いただくことも可能です)	①電子請求書でも対応可能です。 ②ご質問の場合、電子請求書によりお支払いの対応をさせていただきます。 なお、紙電子共通となりますが、お支払する上での請求書の要件(宛名が堺市長であること等)がありますので、ご対応いただきませうようお願い致します。	
20	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	了承します。なお、会計主体の異なるテナントはありません。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
21	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか。)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	各施設の電気料金は消防局総務課で一括してお支払い致します。	
22	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電力供給契約書、供給約款、関係諸法令に基づき計算いただけるのであれば問題ありません。	
23	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。	
24	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	施設毎の電気使用状況、電気料金の積算が確認できるものであれば問題ありません。請求書の再発行について了承します。	
25	上述のとおり、別途報告ができかねるため、仕様書(14)データの提出に記載の別紙5、別紙6についても、ご請求書及びご請求明細、webマイページ情報よりご確認をお願いしております。ご了承いただけますか。	了承します。	
26	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例)力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。 なお、こちらは旧一般電気事業者と同じ計算式でございます。	了承します。	
27	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
28	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	電力供給契約書、供給約款、関係諸法令に基づき協議を行うことは可能ですが、契約単価等の変更を認める(了承する)かどうかは現時点でお答えすることはできません。	
29	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退いたします。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目の入札を辞退される場合は、入札書に「辞退」と記載し、専用封筒(2回目)に封かんしてください。 入札そのものを辞退される場合に使用する辞退届の様式については、入札前に入札参加資格確認結果通知書とあわせて送付します。	
30	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約内容は契約書及び仕様書に記載のとおりとします。ただし、契約を締結するにあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項においては双方協議の上で決定するものとします。	
31	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	期限は落札決定後10日以内(市の休日を除く)とさせていただきます。そのため契約締結に関する手続をすべて落札決定後10日以内実施する必要があります。	
32	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ・市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ・ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。 ・従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ・年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。	本契約の締結は単価契約により行うこととしており、市場連動プランでは契約単価の設定が困難であることから、市場連動プランでの応札は不可とします。	
33	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	電力供給会社 関西電力送配電株式会社 計量日 ①三宝出張所 4日 ②東消防署 5日 ③臨海分署 5日	
34	1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になります。ご了承いただけますでしょうか。	1日から月末日までの区切りで請求金額を確定するというのであれば了承します。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
35	1日以外の分散検針施設につきまして、供給期間は計量日～計量日前日となりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。	
36	各施設について、自動検針装置はついていますか。	設置しています。	
37	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。	
38	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	事前に開札日と業務名を記載した入札書を送付しますので、当該日付を記載してください。	
39	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	力率100%(力率割引を考慮する)での算定で問題ありません。	
40	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。	入札書に同封する「契約単価兼積算内訳書」であれば、こちらで様式を保有していませんので、提供することはできません。予定使用電力量(仕様書別紙4)であればエクセルで提供できますので、本質問回答とあわせてホームページに掲載します。	
41	内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	問題ありません。	
42	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	どちらでも問題ありません。ただし、入札書に記載する金額は税抜としてください。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
43	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか</p> <p>A:基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B:電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C:燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D:再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E:月額合計=各月A~D合算(小数点以下切捨て)</p>	問題ありません。	
44	<p>税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。</p>	<p>入札書に記載する金額については、入札説明書10(5)。 入札金額の算出方法については、入札説明書10(10)に説明がありますので、以上を満たす形であれば問題ありません。</p>	
45	<p>入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出となります)。</p>	<p>同一単価であれば、全施設をまとめた内訳書1枚で問題ありません。</p>	
46	<p>弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。</p>	<p>電子請求書で対応可能です。 なお、紙電子共通となりますが、お支払する上での請求書の要件(宛名が堺市長であること等)がありますので、ご対応いただきますようお願い致します。</p>	
47	<p>お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)</p>	問題ありません。	
48	<p>ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応していません。ご了承いただけますでしょうか。</p>	了承します。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
49	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。	
50	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。	
51	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	了承します。	
52	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	了承します。	
53	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)	①施設別でお願い致します。	
54	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。	
55	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。	
56	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
57	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議に応じることは可能です。	
58	過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。	あります。	
59	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データをエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応致します。 (当方では30分値データを保有しておりませんので、現契約小売電力会社様にデータの提供を依頼することになります。)	
60	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただくことは可能でしょうか。	30分値データを取得いただく方向で協議することは可能ですが、現時点で同意書に捺印提出を約束することはできません。	
61	当該同意書をご提出いただくことにより、広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。こちらも問題ございませんでしょうか。(落札後の対応)	30分値データの提供について問題ありません。	
62	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	【契約履行証明書】の提出は必須ではありません。ただし、何らかの実績書類の提出が必要となります。詳細は入札後、落札者に対して説明することとします。	
63	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	入札保証金については必要ありません。契約保証金免除については「契約保証金免除申出書(堺市様式)」と「実績書類(実績額が分かるもの)」の提出が必要となります。	
64	入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	入札保証金については必要ありません。契約保証金免除については、落札決定後10日以内(契約締結まで)に行う必要があります。免除の審査結果については迅速に連絡致します。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
65	契約書締結までの10日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	両印の押印をもって契約締結と致します。	
66	施設において建築・増築にかかる移転はありませんでしょうか。	建築・増築にかかる移転はありません。	
67	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますか。	予定はありません。	
68	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	2か月前までに判明する工事作業については了承致します。 ただし、2か月以上前もって工事の予定を立てることを前提とした上で、やむを得ず2か月を切るような緊急の工事の予定が入る場合は協議に応じていただければと存じます。	
69	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	開札結果については、入札後1週間程度を目途にHPで公開します。 落札者に対しては、落札決定後速やかに直接連絡致します。	
70	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。	
71	入札書に記載する日は作成日でよろしいでしょうか。また、再入札書(2回目)については入札日の5月20日でよろしいでしょうか。	記載いただく日付けは開札日となります。 なお、事前に開札日と業務名を記載した入札書を送付しますので、当該入札書をご使用ください。	
72	「契約単価兼積算内訳表」作成において、三宝出張所の契約電力は令和8年8月から令和9年4月までは22kWで令和9年5月からは23kWに変更して作成する整理でよろしいでしょうか。	令和8年8月から令和9年7月までの期間を通じて、22kwで算定をお願いします。 なお、23kwについては誤りでありますので、公表資料の訂正と、入札書類の送付時に訂正後の資料を同封させていただきます。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
73	入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、力率割引を考慮して算出してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
74	「契約単価兼積算内訳表」の端数処理についてですが、各計算過程は掛け放しで、月額合計にて1円未満切り捨ててよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 詳細は入札説明書10(10)のとおりです。	
75	施設ごとに内訳書を作成した場合、入札金額は、全施設の税込金額の合計から税抜金額を算出する整理でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、入札説明書10(5)のとおり、入札書に記載する金額については契約期間の総額を12で除した額となります。	
76	入札書と入札内訳表は割印をする必要はございませんか。必要な場合、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	入札書と入札内訳書を割印する必要はありません。	
77	入札価格の算定には「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」を分けて作成しますが、実務における請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず、合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。	
78	契約において燃料費等調整額が適用する際には、「供給者が定める約款の規程によるものとする。」と記載があるとおり、入札単価算出に適用した現行の燃料費等調整の算定諸元が、契約期間満了まで適用される認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
79	請求書および受電月報(30分データ)の提供方法について、弊社ではWEBによる電子提供を基本としておりますが、当該方法での運用が可能かについても併せてご教示ください。	当該方法で問題ありません。 なお、紙電子共通となりますが、お支払する上での請求書の要件(宛名が堺市長であること等)がありますので、ご対応いただきますようお願い致します。	
80	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し(単価変更)に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。	協議対象となる認識で問題ありません。 ただし、電気料金の見直しを承諾するかどうかは現時点でお答えできません。	

No.	質疑事項	回答事項	備考
81	<p>契約書(案)第7条では、計量期間が「毎月1日0時から当該月末日24時まで」となっておりますが、仕様書及び入札説明書では、検針日(計量日)を基準とした料金算定期間と理解しております。</p> <p>本案件は検針日基準での供給・料金算定という認識で相違ないでしょうか。</p> <p>また、契約締結時には契約書第7条についても、検針日基準の内容に整合する形で整理される認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>検針日基準での供給・料金算定の認識で間違いありません。</p> <p>契約書第7条については、一か月の全ての日・時間において使用電力量を計量する(1月であれば31日×24時間を計量する)という意味合いのものであり、契約書案の内容を訂正することは考えておりません。</p> <p>ただし、契約書の内容に反しない範囲で、別途覚書等により契約内容を整理することは可能です。</p>	
82	<p>SW切り替えの際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。</p>	<p>関西電力送配電株式会社です。</p>	
83	<p>契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>質疑の内容の工事予定はありません。</p>	